

令和8年度 住宅等の脱炭素化促進補助金

申請の手引き（エネファーム）

昨年度からの主な変更点

○補助金の申請の時期を「工事着工前」から「工事完了後」へ変更します。

○GX志向型住宅に対する補助を新設しました。

○蓄電システムへの補助について、太陽光発電設備と同時設置の場合も対象になりました。

○蓄電システムの補助上限容量が変更になりました。

（旧）上限なし ⇒（新）上限 10kWh

○断熱窓改修の補助上限金額が変更になりました。

（旧）上限 20万円 ⇒（新）上限 10万円

○一体的導入の新築・共同住宅の区分を廃止し、築10年超区分、築10年以下区分に統合しました。

注意事項

○申請様式や提出書類は、昨年度から変更されていますので、ご注意ください。

○申請書類に不備・不足がある場合受付ができません。手引きや要綱等を必ずご確認のうえご申請ください。

○受付が完了した書類から先着順で、補助金の交付決定を行います。

郵送の場合の書類提出先及び補助金の手続きに関するお問い合わせ先

○下記受付窓口までご提出、お問い合わせください。

※午前9時から午後5時30分（土・日・祝、12/27～1/4除く）

《受付窓口》

〒453-0018 名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502

株式会社MTK内「住宅等の脱炭素化促進補助金 受付窓口」

TEL：052-485-7073 FAX：052-485-7038

MAIL：datsutanso@mtk-jp.co.jp

令和8年4月
名古屋市環境局環境企画部脱炭素社会推進課

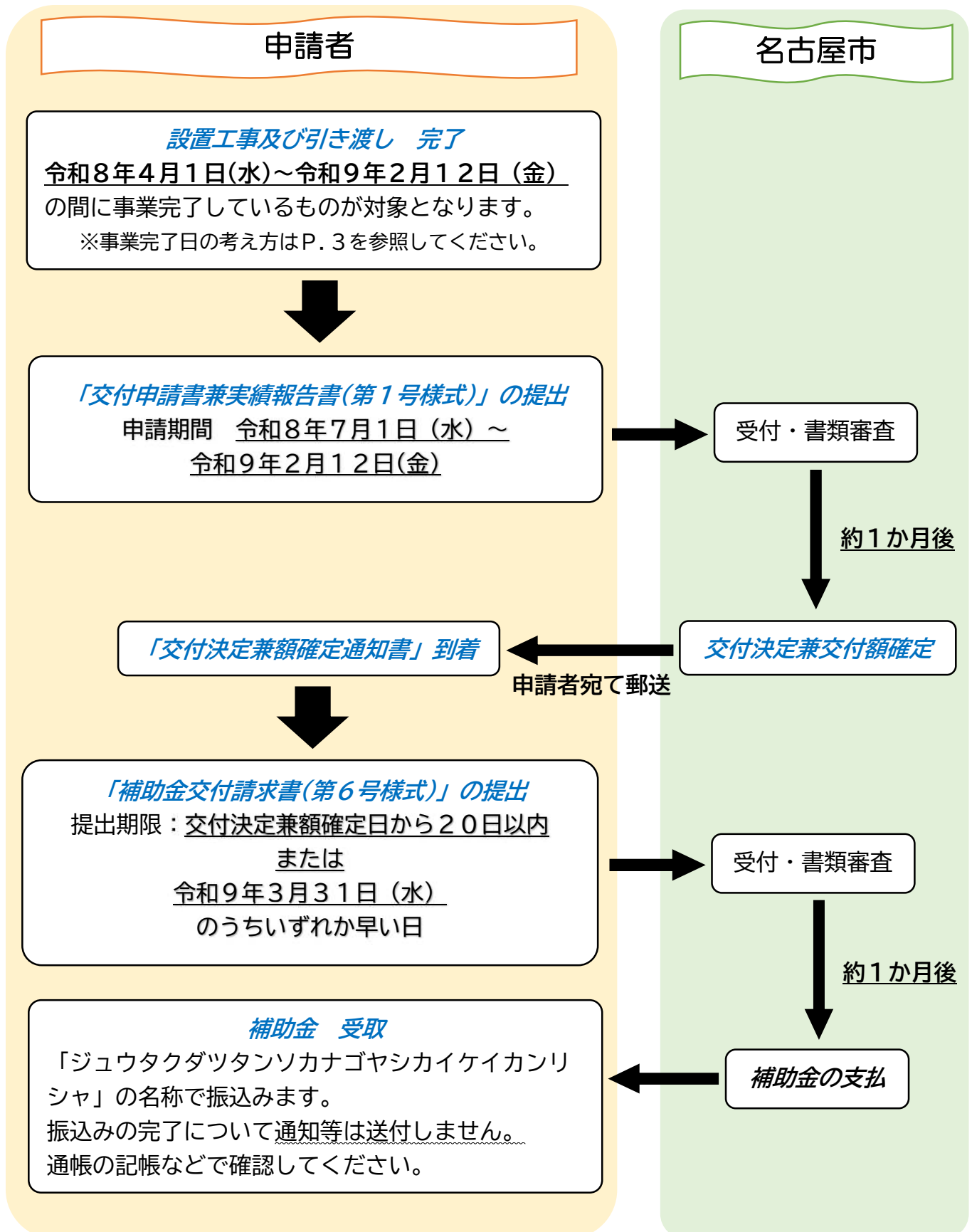
1 令和8年度の補助事業について

各補助事業の概要は以下のとおりです。

●対象となる機器及び住宅

	区分	主な要件	補助金額
一体的導入	 太陽光発電設備	市内の住宅に、 太陽光発電設備・ HEMS・蓄電システム 又はV2H充放電設備を 同時に導入	築10年超の住宅 ^{*1} 30,000 円/kW (上限9.99kW)
	+		築10年以下の住宅 ^{*1} 20,000 円/kW (上限9.99kW)
	 HEMS		10,000 円/件
	+		 蓄電システム どちらかを選択
	 V2H充放電設備		50,000 円/件
ZEH	 ZEH	国のZEH補助 ^{*2} を受ける新築住宅	100,000 円/件
	 ZEH+	国のZEH+補助 ^{*2} を受ける新築住宅	200,000 円/件
	 新規 GX志向型住宅	国のGX志向型住宅補助 ^{*2} を受ける新築住宅	300,000 円/件
	 蓄電システム	ZEH,ZEH+,GX志向型住宅と蓄電システムを同時に導入	15,000 円/kWh (上限10kWh)
 V2H充放電設備	新たに設置または設置された新築住宅等 ^{*3} の購入	50,000 円/件	
 蓄電システム	新たに設置または設置された新築住宅の購入	15,000 円/kWh (上限10kWh)	
 断熱窓改修	国の断熱窓改修補助 ^{*4} を受ける断熱窓	補助対象経費の1/3 (上限100,000円)	
 エネファーム	新たに設置または設置された新築住宅の購入 ^{*5}	30,000 円/件	

2 申請の流れについて



(1) 事業完了日について

令和9年2月12日(金)までに事業を完了してください。

補助区分ごとの事業完了日は以下の日付のうちいずれか遅い日となります。

ただし、すべての日付が令和8年4月1日以降である必要があります。

区分	事業完了日	提出書類
一体的導入	① 太陽光発電設備の連系日 ② 対象システムの保証開始日 ③ 住宅の引渡し日（対象システムが設置された住宅を購入する場合）	① 連系に関するお知らせ ② 保証書 ③ 引渡し証明書
Z E H	① 太陽光発電設備等の連系日 ② 太陽光発電設備・HEMS の保証開始日 ③ 住宅の引渡し日	① 連系に関するお知らせ ② 保証書 ③ 引渡し証明書
V 2 H	① 対象システムの保証開始日 ② 住宅等の引渡し日（対象システムが設置された住宅等を購入する場合）	① 保証書 ② 引渡し証明書
蓄電システム	① 対象システムの保証開始日 ② 住宅の引渡し日（対象システムが設置された住宅を購入する場合）	① 保証書 ② 引渡し証明書
断熱窓改修	① 工事完了日	① 工事完了報告書などの工事完了日が分かる書類
エネファーム	① 対象システムの保証開始日 ② 住宅の引渡し日（対象システムが設置された住宅を購入する場合）	① 保証書 ② 引渡し証明書

3 申請方法について

- (1) 補助金交付申請書兼実績報告書、請求書は郵送又は電子申請システムにより提出してください。
- (2) 申請受付期間
令和8年7月1日(水)から令和9年2月12日(金)までに交付申請書兼実績報告に必要な書類をすべて提出できることが補助の条件となります。郵送の場合は消印有効です。
- (3) 交付決定兼額確定から20日以内または令和9年3月31日(水)のいずれか早い日までに、請求書を提出してください。郵送の場合は消印有効です。
- (4) 補助金交付申請書兼実績報告書等の様式は、名古屋市公式ウェブサイト(トップページ>暮らしの情報>環境保全>補助・助成等(環境保全関係)>住宅等の脱炭素化促進補助)からダウンロードできます。
- (5) 申請書の様式は、必ず令和8年度のものを使用してください。
- (6) 記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。
- (7) 提出するときは、申請書に添付のチェック表を確認のうえ、漏れのないようにしてください。
- (8) 提出時には必ず控えをとり、各自保管してください。一度提出された書類は返却しません。
- (9) 書類の到着確認が必要な方は、「申請書類等確認票」(名古屋市公式ウェブサイトから様式をダウンロードすることができます)を同封して提出してください。受付窓口にて書類の到着を確認後、この確認票を書類の提出元へ FAX いたします。なお、FAX での返信は、書類の到着の確認のためであり、書類の受付を保証するものではありません。内容に不備がある場合は後日連絡します。
- (10) 本市の「住宅等の脱炭素化促進補助金交付要綱」及び「住宅等の脱炭素化促進補助金事務取扱要領」を熟読の上、申請してください。
- (11) 行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反になりますので、ご注意ください。

4 補助事業の募集について

- (1) 令和8年7月1日(水)から令和9年2月12日(金)の期間、各補助事業の予算に達するまで先着順に受付を行います。
- (2) 受付窓口にて完備された書類が提出された日が「受付日」となります。添付書類の不足があった場合は、不足書類が全て提出された日が受付日となります。
- (3) 補助金を受けることができる回数は、それぞれの補助区分において、1人につき1回です。(ただし異なる住宅等に設置する場合は可。)
- (4) 申請が予算の範囲を超えた場合は、期間中でも受付を終了します。
- (5) 申請が予算の範囲を超えた日に、複数の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合は、くじ引きによる抽選を公開にて行います。(不足書類のある申請は、抽選から除外します。)
- (6) 若干名の補欠を募集する場合があります。受付終了後に予算が余った補助区分があった場合、令和9年2月12日(金)以降に補欠の中から抽選を行い、交付対象者を決定します。
- (7) 受付状況は、名古屋市公式ウェブサイトにて随時公開予定です。
- (8) 執行状況により各補助事業間における予算の流用を行う可能性があります。予算の流用を行う場合は、ウェブサイトにて告知を行いますので適宜ご確認ください。

5 その他

(1) 申請を取下げするとき

補助金の申請をした方が、申請を取下げるときは、速やかに「補助金取下届出書（第4号様式）」を郵送又は名古屋市電子申請システムにて提出してください。

(2) 設備の管理等

補助金の交付を受けた方は、補助の対象となった設備を一定期間適正に管理及び運用しなければなりません。

また、期間内に設備を処分（売却、譲渡及び廃棄など）する場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない場合がありますのでご注意ください。

※管理期間は下記の通りです。

補助区分	管理期間
太陽光発電設備、HEMS、蓄電システム又はV2H充放電設備	事業完了日から6年間
ZEH、ZEH+、GX志向型住宅を構成する設備	事業完了日から6年間
V2H充放電設備	事業完了日から5年間
蓄電システム	事業完了日から6年間
断熱窓改修	事業完了日から10年間
家庭用燃料電池システム	事業完了日から6年間

(3) 補助金の取消

申請者が「住宅等の脱炭素化促進補助金交付要綱」に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

(4) 現地調査

必要に応じて申請者に対して報告を求め、現地調査等を行う場合があります。

(5) アンケートへのご協力

補助金の交付を受けた方には、対象設備及び地球温暖化防止等に関するアンケートなどにご協力いただく場合があります。

6 エネファームの詳細について

(1) 補助額・補助要件

区分		内容
補助額		1件あたり3万円
補助の要件	対象者	<input type="checkbox"/> 個人の場合は、対象システムを設置する名古屋市内の住宅に居住していること（住民票の現住所が対象システムを設置する住宅であること）。対象システムを設置する住宅が共同住宅の場合は、住民票の現住所が名古屋市内であること。 <input type="checkbox"/> 法人の場合は、本店又は主たる事務所が名古屋市内であること。 <input type="checkbox"/> 暮らしカーボンニュートラルクラブへの入会を申請すること。（個人に限る。）
	対象設備	<input type="checkbox"/> 一般社団法人燃料電池普及促進協会により契約または申請時点で停電時自立運転機能付きの機器として登録されているもの。 <input type="checkbox"/> 未使用品であること。（移設されたものは補助対象外） <input type="checkbox"/> 補助事業者が購入するもの（リースは補助対象外）。
	その他	<input type="checkbox"/> 愛知県の補助金（愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金）を含みます。（事業所への設置を除く。）

(2) 提出書類

※提出書類は写しでも構いません。

○交付申請書兼実績報告書提出時

提出書類		参照ページ
①	補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）	
②	「工事請負契約書の写し」、「売買契約書の写し」又は「注文書・注文請書の写し」	P9
③	申請者の「住民票」または住所、氏名、生年月日が記載された「住民票記載事項証明書」の写し（郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたもの）※法人が申請する場合は不要です。	P9
④	領収書等の申請者が補助対象経費を支払ったことを証明できる書類	P10
⑤	設置した住宅全体のカラー写真	P10
⑥	エネファームの設置状況を示すカラー写真	P10
⑦	「エネファーム安心サポート証」またはエネファームの保証書（保証開始日、補助事業者の氏名及び住所、型式が確認できるもの）	P10
⑧	エネファームの製造番号及び発電出力が確認できるもの（銘板のカラー写真等）	P11
⑨	「暮らしカーボンニュートラルクラブ」入会申込書（個人（個人事業主及び管理組合の管理者を除く。）に限る。）	P11
次に該当する場合は、以下の書類も必要です。		
⑩	【個人（共同住宅での申請）、法人が申請する場合】 対象システムの設置場所が名古屋市内の住宅であることが確認できる書類（対象システムを設置した住宅等に居住している者の住民票もしくは住所、氏名、生年月日が記載された住民票記載事項証明書又は対象システムを設置した住宅等の登記事項証明書（交付申請書郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内のもの。）、固定資産の評価証明書もしくは固定資産税の課税明細書等（令和8年度のもの。））	P11
⑪	【対象システムが設置された住宅を購入した場合】 住宅の引渡証明書等の住宅の引渡日が確認できる書類	P11
⑫	【法人が申請する場合】 法人の「登記事項証明書」（郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたもの）	P12
⑬	【管理組合の管理者が申請する場合】 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料	P12

○請求書提出時

提出書類		参照ページ
⑭	補助金交付請求書（第6号様式）	P12
⑮	通帳の写し等	P12

④ 領収書等の写し

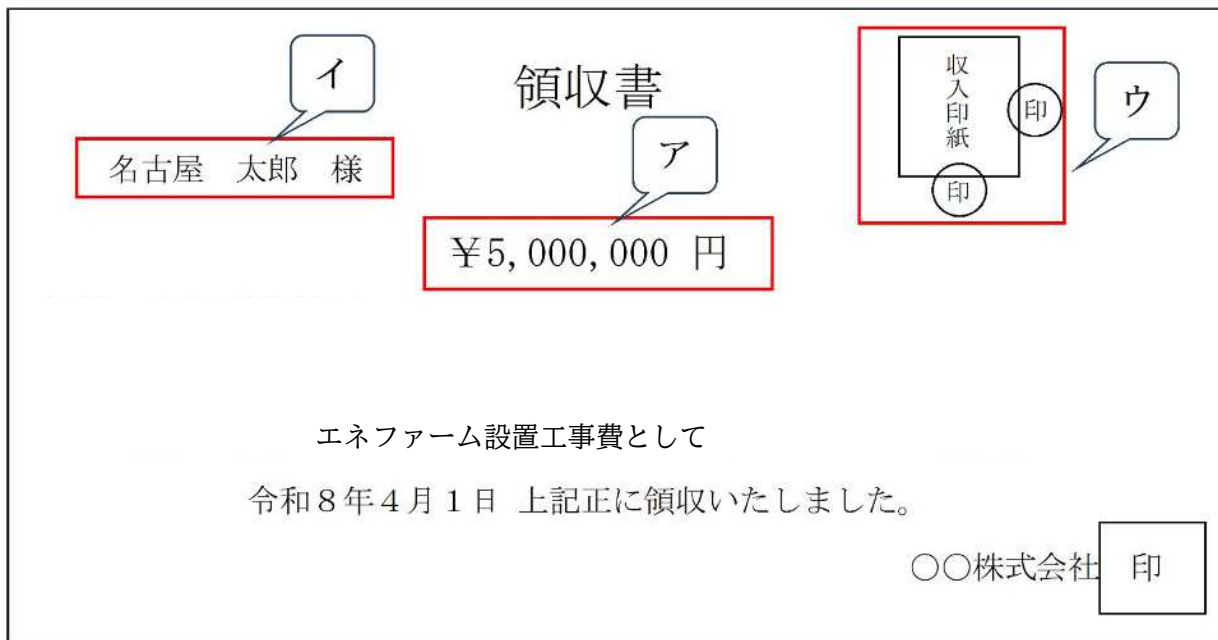
ア 契約書の合計金額と一致していること。

一致していない場合は、但し書きか領収内訳書で対象システムに係る補助対象経費が記載されていること。

イ 補助金の申請者と同一であること。

ウ 収入印紙が適切に貼付されていること。

(電子領収書やクレジット払いであることが明記されている場合は不要です。)



⑤ 設置した住宅全体のカラー写真

ア 建物全体が映っていますか。

イ 複数の住宅がある場合は、矢印などを追加して分かるようにしてください。

ウ モノクロの写真は不可です

⑥ エネファームの設置状況を示すカラー写真

ア モノクロの写真は不可です。

⑦ 「エネファーム安心サポート証」またはエネファームの保証書

ア 対象システムの型式が記載されていること。

イ 保証開始日の記載があること。

ウ 氏名は補助金申請者名と同一であること。

エ 対象システムを設置した住宅の住所が記載されていること。

<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>ア</p> <p>パッケージ型番 ○○○○○</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>保証書</p> <p>製造番号 ○○○○○</p> <p>イ</p> </div> </div>	
<p>保証期間 令和8年4月1日から 15年間</p>	
お客様	<p>お名前 名古屋 太郎 様</p> <p>ウ</p>
	<p>ご住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</p> <p>エ</p>
<p>保証書発行元 ○○株式会社</p>	

⑧ エネファームの製造番号及び発電出力が確認できるもの（銘板のカラー写真等）

ア 写真の場合、**鮮明に**製造番号や発電出力が確認できるものを提出してください。

⑨ 「暮らしカーボンニュートラルクラブ」入会申込書

⑩ 対象システムの設置場所が名古屋市内にあることが確認できる書類

<住民票、住民票記載事項証明書の場合>

ア 対象システムを設置した住宅のものを提出してください。

イ 郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたものを提出してください。

<登記事項証明書の場合>

ア 建物の種類は「居宅」または「共同住宅」となっていますか。

イ 郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたものを提出してください。

ウ 法務局で発行されたものを提出してください。

（登記情報提供サービスから出力した書類は使用できません。）

エ 「建物」の登記を提出してください。（「土地」ではありません。）

<固定資産の評価証明書、固定資産税の課税の場合>

ア 建物の種類は「居宅」または「共同住宅」となっていますか。

イ 令和8年度のものをご提出ください。

⑪ 住宅の引渡証明書等の住宅の引渡日が確認できる書類

ア 申請者の氏名、住宅の住所、引渡日が記載されていますか。

イ 名古屋市指定の様式による提出も可能です。（様式は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードできます。）

⑫ 法人の「登記事項証明書」

- ア 郵送時の消印日前又は電子申請日前6か月以内に発行されたものを提出してください。
- イ 法務局で発行されたものを提出してください。
(登記情報提供サービスから出力した書類は使用できません)
- ウ 本店又は主たる事務所が名古屋市内となっていますか。

⑬ 管理規約及び管理組合の管理者の選任が確認できる資料

⑭ 補助金交付請求書(第6号様式)

別途記載例をご確認ください。

⑮ 通帳の写し等

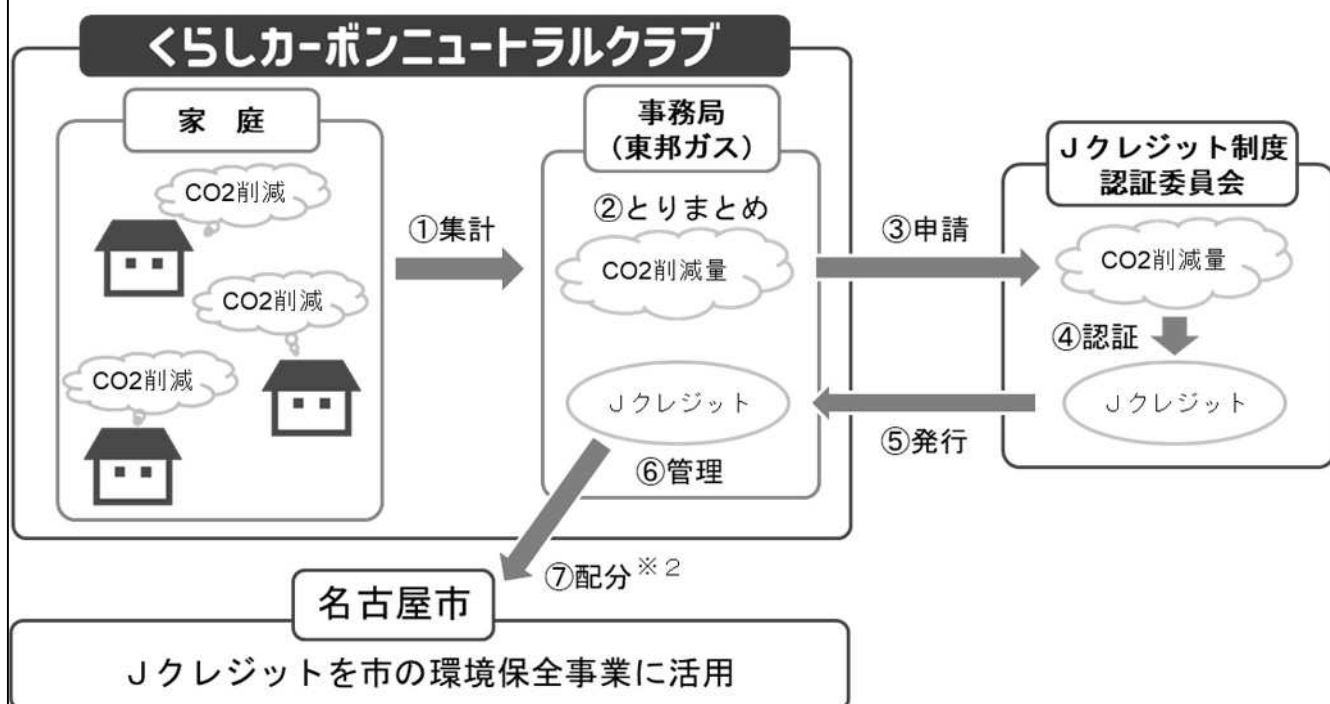
- ア 銀行名、支店名、口座名義のフリガナが確認できる書類を提出してください。

【くらしカーボンニュートラルクラブへの入会について】

家庭用燃料電池システムの補助申請者は、入会資格のない方（法人等）除いて、くらしカーボンニュートラルクラブに入会していただく必要があります。

くらしカーボンニュートラルクラブについて

- エネファームは、ご家庭で電気や熱をつくり自家消費することにより、CO2排出量を削減できます。
- 「くらしカーボンニュートラルクラブ」では、名古屋市の住宅等の脱炭素化促進補助金を利用し、エネファームを導入した各ご家庭のCO2排出削減量を事務局（東邦ガス株式会社）※1が取りまとめ、国のJクレジット制度を利用して創出したJクレジットを名古屋市の環境保全事業などに活用します。



※1 名古屋市と東邦ガス株式会社及び東邦ガスネットワーク株式会社との「連携・協力に関する包括協定」に基づき、東邦ガス株式会社が事務局を運営しています。

※2 一部経費を除く